

令和8年度戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業 公募要領

1. 背景

生物の産卵場所、生息・生育の場、水質浄化、二酸化炭素の吸収・固定等、多面的な機能を有している藻場・干潟については、今後一層、保全・再生・創出を進めていくことが重要とされています。これらの藻場・干潟を含む沿岸域は、元来美しい自然と人の営みが古くから共生してきた「里海」と言われています。

最近では、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全することを目指す「30by30目標」に向けたOECM※（Other Effective area-based Conservation Measures：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）設定に向けた取組が進められており、令和5年度からは、OECMへの登録を念頭に置いた「自然共生サイト」の認定制度が開始され、里海は、海域の自然共生サイト登録の候補として期待されています。

さらに、令和4年4月に施行された改正瀬戸内海環境保全特別措置法においては、再生・創出された藻場・干潟等も自然海浜保全地区に指定可能となり、また藻場・干潟における炭素固定機能（ブルーカーボン）への期待の高まりも見られるなど、一層の藻場・干潟の保全・再生・創出が進められているなかで、令和4年度から令和6年度には「令和の里海づくり」モデル事業として、地域の里海づくりを支援してきました。

また、令和7年3月に取りまとめられた「今後の里海づくりのあり方に関する提言」を踏まえて、その里海づくりの具体化として、令和7年度からは「戦略的『令和の里海づくり』基盤構築支援事業」に取り組んでいます。

2. 目的

本事業は、令和4年度～令和6年度に実施した「令和の里海づくり」モデル事業の後継として、閉鎖性海域をはじめ全国の沿岸域等で行われる里海づくりが、様々な地域課題の同時解決を図り、かつ持続可能なものとなるように、「今後の里海づくりのあり方に関する提言」に示されている①藻場・干潟の保全・再生・創出、②地域資源の利活用による好循環、さらに③多様な主体者との連携を実行する「令和の里海づくり」の実現に向けて実施するものです。

本事業で選定した里海づくりを実施する地域における計画策定と事業実施に対して、資金的・技術的に伴走支援し、地域と環境省が連携して「令和の里海づくり」を推進します。

3. 事業概要

本事業は、環境省事業「令和8年度 里海づくりを通じた藻場干潟の保全と利活用の基盤構築支援業務」内の調査事業の一環として、当業務の請負事業者（以下、「事務局」という。）と選定団体との請負契約により実施します。

適切な季節における藻場・干潟を含む自然環境へのアプローチはもとより、より多くのステークホルダーと連携した地域展開には時間を要します。その観点から、令和8年度からは概ね2カ年かけて、持続可能な里海づくりの基盤を構築することを目指します。地域で、当事業が目指すものに合致した里海づくりを実施しようとする団体に、必要な経費や専門家の選任、会議・協議体の構築、藻場造成や利活用に向けた知見や技術提供等の支援を環境省の調査事業の一環として行います。ただし、令和8年度の事業として採択することをもって年度をまたいだ2カ年の予算措置を確約するものではないこと、継続検討会の結果、継続しない場合や、減額の可能性があることをあらかじめご理解、ご了承ください。

表 令和8年度の事業実施スケジュール（予定）※1

時期	実施内容
4月以降	・事務局との請負契約、初回打合せ、活動計画の協議等
5月～	・定期的な打合せの実施（現地1回程度、オンライン適宜） ・伴走支援、環境省・事務局による現地調査等 ・専門家によるコーチング等（必要に応じて実施）
11～12月頃	・事業継続検討会（2カ年での事業を希望する場合）※2
12月頃	・良好な環境創出シンポジウム（仮称）への出席
1月頃	・活動結果報告会
1月頃	・里海づくりシンポジウム（仮称）への出席
2月末	・事業実施報告書の提出

※1 現時点での予定であり、時期や実施内容は変更となる場合があります。また、本表に記載している内容以外にも、事業の効果を高めるために必要とされたイベント等が追加される可能性があります。

※2 令和9年度以降の予算確保及び政府予算の成立が前提です。

（1） 実施期間

事務局との請負契約締結日～令和9年2月26日（金）まで（予定）

なお、令和9年度の予算が確保された場合は、令和9年度も本事業は継続予定です。同一の申請者による事業は原則2カ年までとします。2カ年での事業を希望する場合は、参考に2カ年目（令和9年度、令和10年度分）の実施内容も記載してください。その場合にも、単年度毎に成果を出すことが求められます。また、令和9年度の予算の確保状況、令和8年度の実施状況・実績により、継続しない場合や、上限額が減額となる場合もあります。（令和9年度の継続についても同様の考え方

になります)

(2) 対象地域

全国の閉鎖性海域を含む沿岸域

※事業の主たる部分が沿岸域で行われるものであれば、沿岸域以外で行われる事業（森里川海視点など）が一部含まれていても対象となります。

(3) 対象団体

請負契約の対象となる応募主体は、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、公益法人、NPO 法人、企業、漁業協同組合、学校法人、観光協会等の民間団体、またはこれらを構成団体とする協議会等です。ただし、原則として対象地域に拠点を有する団体とし、事務局と直接請負契約を締結できる者とします。

(4) 事業規模

請負契約の対象となる事業上限額（令和 8 年度）は 450 万円（税込）とします。

※審査の結果、応募時の要望額から減額する場合があります。

(5) 事業実施方法

- 応募内容をもとに、環境省事業「令和 8 年度 里海づくりを通じた藻場干渉の保全と利活用の基盤構築支援業務」の請負事業者である基盤構築支援業務事務局と選定団体との間で請負契約を締結します。
- 当該事業費は、上記の請負契約にもとづく請負費としてお支払いします（選定団体の活動のための補助金ではないことに御留意ください）。請負費は原則として成果物の提出及び業務完了の確認後、一括してお支払いします。

環境省

環境省 水・大気環境局 海洋環境課 海域環境管理室・環境管理課 環境創造室

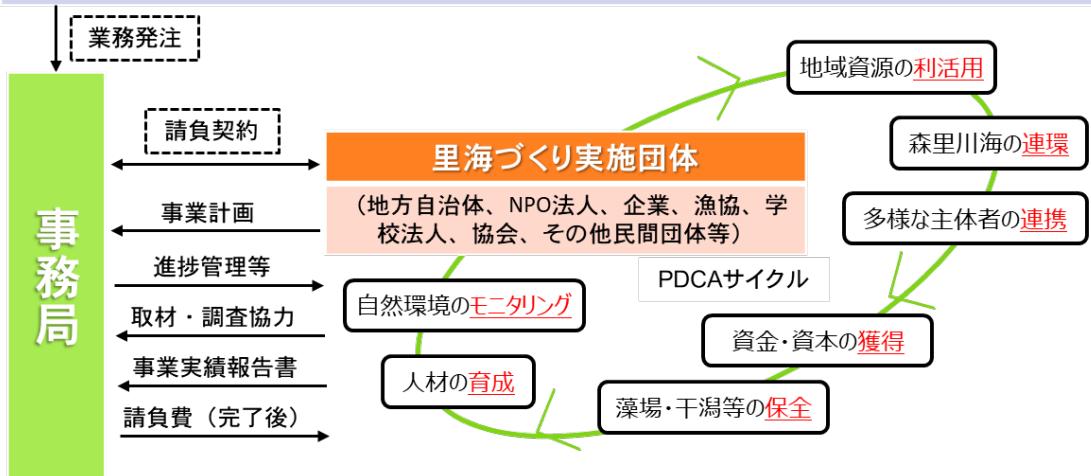


図 事業フローのイメージ

(6) 対象事業

里海づくりを実践し、着実な成果の創出が見込める取組を対象とします。

【対象となる取組の例】

※複数にまたがる取組を組み合わせ、系統立てて実施されることが望ましい。

- ・ 自然環境や藻場・干潟等の保全・再生・創出に資する活動（保全・再生等活動）
- ・ 希少種に限らず沿岸の生態系の保護やモニタリング、データベース化
- ・ 自然環境や藻場干潟等の保全・再生等活動を体験できる観光コンテンツの造成
- ・ 人材の育成に向けた海洋教育プログラムや単元開発、地域の学校等への教材提供
- ・ 情報発信ツールの製作、シンポジウムやワークショップの開催等、保全・再生等活動の啓発のための地域活性化プロモーション
- ・ 関係省庁の施策との連携（沿岸域の総合的管理や海洋空間計画の立案、海業など）
- ・ 被災地としての復興
- ・ 上記を実施するための協議会等の設置や他団体等との連携、枠組みづくり

(7) 対象経費

請負契約の対象となる経費は、令和7年度の事業実施期間中において里海づくり支援事業の実施に直接必要な経費とします。なお、事業実施に直接必要でない経費、その他、環境省及び事務局が不要と考える経費は認められませんので減額となります。

【計上できる経費の例】

- ・ 事業費（旅費、会場費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、賃金（※）、雑役務費、その他事業実施に直接必要な諸経費、外注費、一般管理費）

※事業に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金等

- ・人件費（事業実施、評価・検証、報告書の作成等に従事する者の人件費など、本事業を行うために必要な人件費。地方公共団体の場合は計上不可。）なお、人件費については、上限を全体事業費の3割5分以内とします。また、人件費について環境省及び事務局が過大と判断した場合には、従事する業務の内容や単価等について、ヒアリングを実施し、詳細に確認させていただきますので、あらかじめご留意ください。

【計上できない経費の例】

- ・事業場等の建物・施設の新設、整備に関する経費
- ・資産等が残る工事に関する経費
- ・20万円を超える機器・備品等に関する経費
- ・1年以上継続して使用でき、事業終了後に財産となるような機器・備品等
- ・里海づくり支援事業の実施に直接関係しない経費

(8) 応募にあたっての留意事項

- ・本事業は、選定団体の活動に対する補助金や交付金の類ではなく、環境省における調査事業の一環として行うものであり、国費による経費の負担等を通して、規範・先進事例となる取り組みを環境省と共に作り上げ、その成果を発信等することにより、他地域・他事業への模範的事業としての展開、さらには国内の里海づくりに関する機運の醸成を目指すものです。
- ・また、事業実施にあたっては、現在検討中の「今後の里海づくりのあり方に関する提言（仮称）」の考え方方に則り、実施することが求められます。
- ・本公募は、この考え方賛同・理解・協力いただける事業者を募集するものです。
- ・本事業は、里海づくりを通じて環境省、関係省庁、専門家及び地域の関係者が連携した統合的アプローチ、シナジー効果が期待されています。その際に、事業の選定団体に対しては、適宜PDCAサイクルを回しながら事業に取り組んでいただき、必要に応じて適切に計画の変更等を行っていただきます。また、その際には、環境省及び専門家による事業内容等のコーチング（改善指導等）を取り入れます。
- ・本事業は、環境省の調査事業の一環として実施することから、各種関係法令を遵守して実施していただくほか、科学的根拠が必ずしも明らかではない場合でも、水質や生物多様性の保全等の観点から、一般論として配慮すべき事項については、厳格な対応を求める場合がありますので、ご留意ください。
- ・里海づくりは、地域で取り組む選定団体あってこそそのものであるため、選定団体の要望は最大限尊重しますが、選定団体の選定過程及び選定後において、当該事業の主旨を踏まえ、事業の内容を申請内容から変更していただくことがあります、申請内容等のとおり事業を行っていただくとは限らないことにご留意ください。
- ・コーチングを行う専門家については、環境省、事業事務局及び選定団体において協議の上、選定することといたします。

- 本事業の選定団体において、申請した事項が行われない又は守られない場合、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。
- 本事業は3カ年の事業計画に基づき、複数年度の支援とされることが想定されていますが、予算等の都合上、必ずしも複数年度の事業継続が確約されたものではありません。
- 本事業の実施にあたり、当該環境省事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、事務局等の求めまたは選定団体からの要請に応じ、打合せを行います。また、「令和の里海づくり」の情報発信・推進等のために、選定団体に対して、ヒアリングや事業に関連する取組の視察・取材等への御協力をお願いすることがあります。
- 本事業の成果は、事業継続中の年度末及び、事業終了後に事業概要を取りまとめ、環境省webサイト等で掲載いたします。
- 本事業において選定された事業については、事業終了後も、本事業で構築されたスキーム、ネットワーク、枠組み等による里海づくりの継続・さらなる地域展開が期待されます。そのため、事業終了後も、環境省が進める里海づくりの施策推進の一環として、環境省、若しくは事務局から、その後の取組状況についてアンケートやヒアリングなどををお願いすることができます。

4. 応募方法

(1) 応募書類の提出

応募書類提出期限までに、添付の①から③の書類を「7. 書類提出・問合せ先」まで、電子メール（ストレージシステム等を含む）にてご提出ください。なお、複数の者で共同して応募する場合には、事業の運営を統括し、契約当事者となる代表者を定めてください（原則として、当該代表者を選定団体公表の際の選定団体として記載します）。記載に当たっては、応募書類の注意書きも併せてご覧ください。

【応募書類】

① 応募申請書（様式A）

② 応募書類様式（様式B）

＜記載項目＞

以下の項目について記載されていないと審査ができませんので、各項目を確認しながら、応募書類に記載ください。

1. 応募団体について

1) 「里海づくり」及びそれ以外の活動も含め、応募団体の活動概要（企業であれば事業概要等）及び、連携先を記載してください。

2. 現状と課題

- 1) 対象地域の気候や環境条件、生物相、地域文化や習慣、周辺住民の関心度等、里海づくりを推進する上でポイントとなる背景、取組実績等を記載してください。
- 2) 里海づくりに際して課題となる点を記載してください。

3. 事業実施計画

- 1) 事業を実施する地域（海域・沿岸域）を記載してください。分かりやすいよう地図等を添付ください。
- 2) 2カ年のロードマップと事業計画、事業後の到達目標を記載してください。
- 3) 令和8年度の実施内容について、取組内容、使用する資材、器材、方法など、できるだけ具体的に記載してください。
- 4) 里海づくりに際しての、自然環境や藻場・干潟等の保全やモニタリング調査について、実施内容、対象種、調査手法、データベース化、取組への評価とフィードバック体制や考え方等、可能な限り詳細に記載してください。
- 5) 里海づくりに際しての、資源の利活用の方法について、実施内容とそれによるヒト、モノ、資金の確保につなげる考え方等、可能な限り詳細に記載してください。

4. 事業実施体制と今後の連携イメージ

- 1) 事業実施体制等を記載してください。※適宜、図表などを用いて、各主体の概要や役割が分かるように記載してください。
- 2) 地方公共団体との連携状況（連携の有無、連携している場合は具体内容）について、記載してください。※地方公共団体との連携が明らかに不要と思われる場合は記載不要です。
- 3) 応募事業と関連する国・地方公共団体等から助成金・補助金等の支援を受けている事業がある場合は、その名称、期間、実施内容の概略等を記載してください。※特に環境省が実施する地域循環共生圏や生物多様性保全、地域脱炭素などの事業の補助等を受けている（受けたことがある）場合は、必ず記載ください。

5. 支出計画

- 1) 本公募による令和8年度及び、2カ年の支出計画について、それぞれの取組毎に具体的な内訳・積算を記載してください。なお、人件費について

は、上限を全体事業費の3割5分以内とします。

2) 本事業で外注を想定されている場合は、外注する業務内容と既に予定されている場合には外注先の名称・所在地をお示しください。

③ 事業を行う応募団体及びその連携先の定款、設置要綱等
(連携先については個人でない場合に限る)

【応募書類提出期限】

令和8年2月13日（金）17:00（必着）

【応募書類の提出形式】

応募書類はPDF形式で一綴りにして提出してください。なお、PDFに変換する元ファイル（Microsoft Word形式、Microsoft Power Point形式、Microsoft Excel形式等の電子ファイル）についても併せて提出してください。

(2) 契約書（案）の送付

契約書（案）の事前確認を希望する応募予定者は、「①団体名」「②代表者名」「③担当部署名」「④担当者名」「⑤所在地住所」「⑥電話番号」「⑦電子メール」を明記のうえ、7. 書類提出・問合せ先まで電子メールにてご連絡ください。ご連絡いただいた応募予定者には、採択時の契約書（案）（仕様書部分を除く）を電子メールで送付いたします。採択時には、当該契約書（案）をもとに協議のうえで締結することになりますので、できるだけ事前にご確認ください。

5. 審査方法

(1) 審査プロセス

応募書類を踏まえて2件程度の事業を選定する予定です。詳細な審査過程は以下を予定しています（審査は非公開。審査に関する質問等は受け付けません。）。なお、必要に応じて応募団体へ書面による質問、ヒアリング等（オンラインを予定）を行う場合がありますが、基本的にはご提出いただいた応募書類が主な評価対象となりますのでご留意ください。

①形式審査

環境省にて応募書類に必要事項が記載されているか、必要書類が添付されているか等について審査します。明らかな記入誤り（書式・活動内容等）や書類不備がある場合は、内容審査の対象とならない場合があります。

②内容審査（1次）

応募書類の個別審査を行います。

③内容審査（2次）

1次審査結果を集約し、審査委員会の合議による審査を行います。

(2) 審査項目

形式審査および内容審査（1次・2次）においては、申請内容に対して、次の各観点から総合的に採点・評価を行います。

今後の取組については、各観点（評価項目）において期待されている状態の実現に向けて、課題解決に資するような取組の方向性となっているか、現実的な過程・手段が検討されているか、里海づくりを通じた生態系、藻場干潟の保全と利活用に理解を有しているかが評価されます。より多くの観点（評価項目）について、的確に上記の評価ポイントを押さえている申請内容が高評価となりますので、ご留意ください。

なお、文章量について制限はありませんが、多いほど高評価というものではない点にもご留意ください。各項目について具体的に分かりやすく記載いただく必要はありますが、効果的・効率的な審査のため、冗長にならないようお願ひいたします。

現状と課題について

- ・地域に特有の気候や環境条件、文化的背景、生物相、ステークホルダーの動向等を把握しているか。または、把握することが計画に盛り込まれているか。

事業実施計画について

- ・事業対象地域が海域・沿岸域を含んでいるか。
- ・2カ年の事業計画の見通しと適切なロードマップが設計されているか。
- ・令和8年度内に遂行可能な適切なスケジュール感・具体的な事業内容の記載がなされ、令和9年度以降の計画につなげられているか。
- ・自然科学など、科学的な知見を踏まえた妥当なものであり、具体的な内容が記載されているか。
- ・沿岸のモニタリングや保全活動等が事業終了後も含め持続的に継続できる方策が検討されているか。
- ・藻場・干潟等を地域資源の一つとして活用する際、地域コミュニティとの連携等を通して担い手を確保するとともに、取組自体を経済的に自立させることを検討しているか。
- ・地域コミュニティや文化にも配慮し、地域資源の維持や地域づくりに貢献できるような、藻場・干潟等の保全・再生等の方策が具体的に検討されているか。

<加点要素>

- ・希少性・新規性が特に高く、これまでにない特別な取組として横展開が見込ま

れるか。

- ・自然共生サイトへの認定、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区の新規指定や活性化、ブルーカーボンカーボンクレジットの認定等を予定しているか。その場合、認定等に向けて不足している要件を把握しているか。
- ・森里川海の観点など、対象海域の流域の視点を踏まえたものであるか。
- ・現時点では、特定の地域（点）による取組でも、将来的には広域（面）による取組が想定されているか。

事業実施体制と今後の連携イメージについて

- ・「里海づくり」の主たる部分が、事業の実施地域を活動拠点とする主体により行われる実施体制となっており、当該地域が中心となった取組が期待できるか。
- ・事業計画に書かれた内容を俯瞰的に捉えることができたうえで、全体や将来の見通しが把握できているか。
- ・事業の実施にあたり必要となる地方公共団体との関係性を構築できているか。
- ・各主体の役割が適切に分担され明確となっているか。

＜加点要素＞

- ・実施体制について、事業の目的達成及び円滑な事業計画の遂行に必要となる多様なステークホルダー・人員等を、質・量双方の観点で十分に備えているか。
- ・現時点の実施体制に加わっていなくても、事業が効果的・持続的なものとなるため必要なステークホルダーについて認識し、実施体制に加えるための現実的な計画が検討されているか。

支出計画について

- ・適切な費目の経費が計上されているか。
- ・必要かつ適切な費用が計上されているか。
- ・金額の流れが適切か。外注が想定されている場合、全部または主たる部分の外注が行われていないか。（地方公共団体による事業を除く）
- ・必要経費の上限額内において、取組内容に応じた適切・有効な経費が具体的に積算されており、体制等に鑑み、経費に見合った事業成果が期待できるか。（事業実施の効率性）

6. 成果物とその帰属

請負契約により実施していただく事業の納入成果物として、実施報告書を提出していただきます。その他の成果物については、応募された事業計画の内容に応じ、事業者との協議で決定します。

提出された事業実施報告書をもとに、事務局が作成する環境省事業「令和8年度里海づくりを通じた藻場干渉の保全と利活用の基盤構築支援業務」の報告書を含め納入成果物の権利（著作権等を含む）は、基本的に環境省に帰属します。また、請負契約による事業の一環として、例えば情報発信・普及啓発ツール等の制作を行う場合、その制作物の著作権等も環境省に帰属します。ただし、選定団体や当該地域で目的に沿った積極的な利用は環境省により許諾され、基本的には利用が制限されるようなことは想定しておりません。なお、従来から選定団体等に権利が帰属するものや、制作物等に引用等された写真、キャラクターなど原著作権者に権利が帰属するものについては、環境省に権利を移転する必要はありません。

7. 書類提出・問合せ先

環境省 水・大気環境局 海洋環境課 海域環境管理室

TEL : 03-5521-8317（直通）

E-mail : kaiiki@env.go.jp

（送信の際は「○」を「@」に置き換えてください。）

以上

公募要領に関する Q&A

「3. (1) 対象地域」について、事業実施地域が沿岸域のみでなくても申請可能か。

里海づくり活動については、沿岸域のみで実施するもののみではないと考えております。そのため沿岸域で実施するものが本公募に申請する事業の主たる取組となっている必要がありますが、事業の一部に沿岸域以外の取組が含まれていても、本公募の対象になると考えています。(一部の割合について、具体的に示すものはありませんが、具体的には個別の応募書類ごとの判断になりますこと、ご了承ください。)

「3. (7) 対象経費」について、事前に支払ってもらうことはできないのか。

原則として完了後に一括支払いとなります、ご事情によりやむなく中間金等の事前払いをご希望の場合には、請負契約を締結する際に協議することができます。ただし、本事業事務局における審査を経る必要がありますので、認められない場合があることをご了承ください。

「3. (7) 対象経費」について、外注費はどれぐらいの割合まで認められるのか。

本事業費に占める外注費の割合を一律に制限はしませんが、請負契約の対象となる事業の全部または主たる部分を一括して外注することはできません。

「好循環の実現」について、今年度の請負契約の対象として考えている事業は、藻場・干潟等の保全・再生等と地域資源の利活用を両方行う必要があるのか。

請負契約の対象として実施していただく取組の内容が、例えば藻場・干潟等の保全・再生活動や地域資源の利活用のいずれか一方のみであることを妨げるものではありませんが、今後の好循環形成に向けた取組になるよう、請負契約の対象とそれ以外の取組全体では両者が含まれるものとして計画してください。なお、環境省の他の事業との重複を防ぐため、海洋ごみ対策を主体とする取組は対象といたしません。

連携先の限定はされるのか。

特に限定はされません。むしろ、持続可能な取組や地域の広範な課題への対応を想定すると、多様な主体と連携していることが望ましいと考えます。

連携先としては団体・個人を含めた多様な主体をイメージしており、漁業者などの生産者、対象地域内外の事業者（観光・宿泊、製造・流通加工、地域商社等）、地域内外の学識者・専門家、地域内外のメディア、地域内外の金融機関等が想定されると考えております。